（利害関係人）

第十一条の三　法第十八条の三第一項に規定する利害関係人（次条において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　法第八条の二第一項の規定により特定地域計画の認可又は変更の認可の申請をした協議会の構成員

二　法第八条の五第三項の規定による認可特定地域計画の変更命令又は同項若しくは同条第四項の規定による認可の取消しに係る認可協議会の構成員

三　法第十六条第一項の規定による運賃の範囲を指定しようとする特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者

四　第一号若しくは第二号の構成員又は前号の一般乗用旅客自動車運送事業者と競争の関係にある者

五　利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

（意見の聴取の申請）

第十一条の四　利害関係人は、法第十八条の三第二項の規定により、意見聴取の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事案の件名及び公示があったものについてはその番号

三　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

四　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

2　前項の申請は、第十一条の二の規定による公示をした事案にあっては、公示の日から十日以内に、これをしなければならない。

（陳述人の選定）

第十一条の五　地方運輸局長は、意見の聴取の申請者が二人以上あるときは、意見の聴取において陳述すべき者を選定することができる。

（非公開）

第十一条の六　意見の聴取は、非公開とする。ただし、地方運輸局長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（聴聞の方法の特例）

第十一条の七　地方運輸局長は、その権限に属する一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令又は許可の取消しの処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の十七日前までに、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第十一条の八　法第十八条の四第二項に規定する利害関係人とは、利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者をいう。

（届出）

第十一条の九　一般乗用旅客自動車運送事業者は、法第八条の九第三項、法第八条の十一、法第十七条の二の規定に基づく命令を実施した場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

2　前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく行わなければならない。

3　第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　届出事項

三　届出事由の発生の日

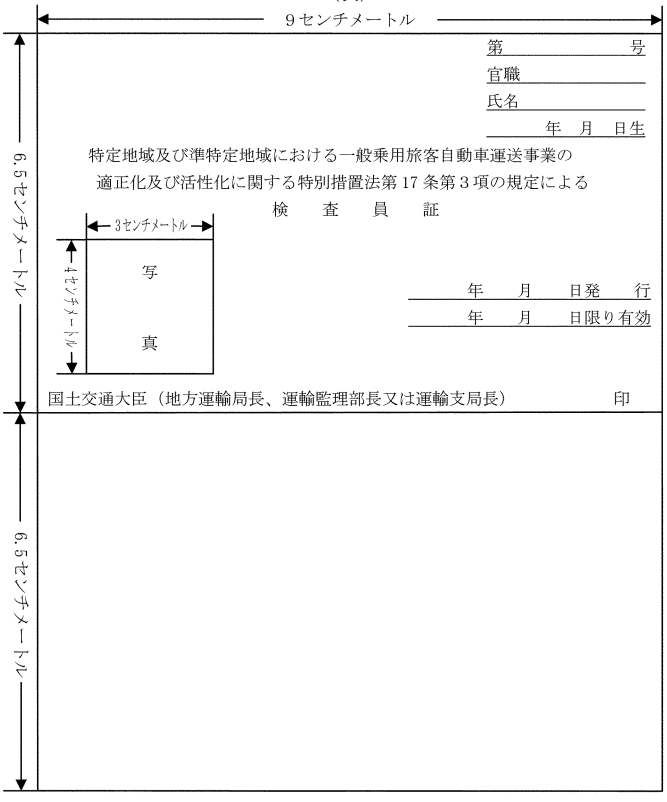
四　その他必要事項

第十二条第一項中「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同条第二項中「又は届出書」を「、届出書、意見書又は報告書」に改める。

附則の次に次の別記様式を加える。

別記様式（第10条の11関係）

（表）



（裏）

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法抜すい

第17条

2　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般乗用旅客自動車運送事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第20条の3　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

⑹　第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者